

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)折爪岳北風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成27年10月16日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)折爪岳北風力発電事業計画段階環境配慮書」について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 岩手県二戸市、九戸郡軽米町、青森県三戸郡南部町及び三戸町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出力 : 最大84,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成27年 7月21日
環境大臣意見受理	平成27年10月 9日
経済産業大臣意見	平成27年10月16日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)折爪岳北風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 対象事業実施区域の設定

- (1) 対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みの検討経緯を明確にし、比較すること。
- (2) 名久井岳県立自然公園については対象事業実施区域から除外すること。

2. 各論

(1) 騒音等について

事業実施想定区域の周辺には、住居地域が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による環境影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成11年7月、環境省)及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影について

事業実施想定区域の周辺には、住居地域が存在しており、供用時における風車の影による環境影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、希少猛きん類の生息地及びガン・カモ類等の渡り鳥の渡り経路となっている可能性がある。このため、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることによ

り、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

なお、猛きん類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課）を踏まえて行うこと。

（4）人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域及びその近隣には、二戸市市民の森及び県北青少年の家が存在し、直接改変による影響の他、工事中及び供用時の騒音、風車の影、景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避すること。また、設置者、管理者及び利用者等からの意見を踏まえて、人と自然との触れ合いの活動の場の状態並びに利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、風力発電設備からの離隔を確保すること等により、影響を回避又は極力低減すること。

3. その他

（1）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

（2）累積的な影響

本事業地区は、（仮称）岩手県北部地区風力発電事業として、「折爪岳南地区（Ⅰ期地区、Ⅱ期地区）」及び「久慈・九戸地区」の各事業地区と一体的に開発する計画であり、各事業地区の事業実施想定区域が比較的近いことから、累積的な影響が懸念される。このため、影響を一体的に捉える必要のある評価項目については、相互の累積的な環境影響について予測及び評価をすること。